



報道発表資料

山形労働局発表
平成25年 8月26日(月)

担	山形労働局労働基準部賃金室 賃金室長 壽賀恵美子 賃金指導官 伊藤 悟
当	電話 023-624-8224 FAX 023-624-8345

山形県最低賃金について11円引上げ、時間額665円を答申 —山形地方最低賃金審議会答申—

山形地方最低賃金審議会(山上^{やまかみ} 朗^{あきら} 会長: 弁護士)は、本年7月5日に山形労働局長(局長: 須永敏良)から、山形県最低賃金の改正決定について調査審議を求める諮問を受け、関係業界の労使代表者からの意見聴取、賃金実態調査結果及び各種経済指標の分析等を行うとともに、中央最低賃金審議会から示された目安額を参考とし、最低賃金法に定める①**労働者の生計費**、②**労働者の賃金**、③**通常の事業の賃金支払い能力**を総合的に勘案して、慎重に審議を重ねてきた。その結果、本日、山形労働局長に対し、現行の**山形県最低賃金を11円引き上げ、時間額665円(現行654円)に改正し、本年10月24日から施行**するよう答申した。

なお、昨年度の引上げ額は、7円であった。

(答申の要旨)

- 1 山形県最低賃金を次のとおり改正決定すること。
時間額665円(現行654円、引上げ額11円、引上げ率1.68%)
効力発生予定日 平成25年10月24日
- 2 生活保護との比較については、中央最低賃金審議会の考え方にに基づき、最新のデータにより算定したところ、山形県最低賃金は生活保護を下回っていない。

1 中央最低賃金審議会における議論

本年度の中央最低賃金審議会から示された引上げ額の目安額は、山形県を含むDランクの県は10円であった。

2 山形地方最低賃金審議会における議論

(1) 労働者側の主張

労働者側は、本年度の最低賃金の改正については、①生活できる最低賃金であるべきとの視点で早期に雇用戦略対話での合意である最低800円への道筋の議論が必要であること、②非正規労働者が家計の大黒柱となっている家庭が増加し、生活できる水準としての最低賃金を早急に確立することが不可欠であること、③当県の最近の経済指標は回復傾向であり、有効求人倍率、新規求人倍率も全国を上回る状況であること、④連合が積算したリビングウェイジの最低生計費と比較すると、賃金はまだまだ低い状況にあ

ること、⑤都市部との格差が益々広がりつつあることなどの理由から、大幅な最低賃金の引き上げを行うべきであると主張した。

(2) 使用者側の主張

使用者側は、①雇用戦略対話での合意事項は、経済成長率の前提があつてのものであること、②経済状況は回復傾向にあるが、本県においては、アベノミクスの影響は実感として感じられず、先行きは不透明であり大量リストラ等雇用情勢にも不安感があること、③先行きの見えない状況の中で、中小・零細企業が多い製造業のことや、雇用への影響を考慮して審議すべきであること、④経営実態を表す賃金改定状況調査第4表の賃金上昇率は、Dランクはプラス0.8%と微増に留まっていること、⑤法令で定める賃金決定の三要素に則った改定をすべきであることなどの理由から、最低賃金を大幅に引き上げる状況にはないと主張した。

(3) 審議会での結論

専門部会では、双方の主張に隔たりがあつたため、数次にわたる公労・公使の協議により調整が行われたが、最終的に労使の意見が全会一致をみるに至らなかった。このため、公益委員から、労働者側、使用者側双方の主張、さらには全国の審議状況などを総合的に勘案した結果として、目安額10円に1円を上積みし、引上げ額を11円とすることが妥当とする見解が示され、採決の結果、当該公益委員見解が採決された。

また、本審議会における採決の結果、使用者側委員は一部反対であつたが、専門部会報告どおり山形県の最低賃金を665円に改正することとし、山形労働局長に対し答申がなされたものである。

(参 考)

◎ 最低賃金決定の三要素

地域別最低賃金は、最低賃金法第9条によって①労働者の生計費、②労働者の賃金、③通常の事業の賃金支払能力の三要素を総合的に勘案して定めることとされている。

◎ 最低賃金審議会と専門部会

最低賃金の決定又はその改正の決定について調査審議を行うため、最低賃金審議会に専門部会が置かれている。